

(様式3)

評価機関『医療福祉評価センター』評価内容及び評価手法に関する規程

(契約の締結)

第1条 評価機関『医療福祉評価センター』（以下「本評価機関」という。）は、福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）と第三者評価実施に関する契約を締結する。

(事前説明)

第2条 本評価機関は、事前に事業所を訪問し、評価方法の説明を行う。この場合、事業所の希望によっては、利用者及び保護者への説明会も実施するものとする。

(事前調査（自己評価）)

第3条 本評価機関は、事前に事業所のプロフィール、各種マニュアル類、事業計画書等基礎的書類を提出していただき、その内容について事前点検を行う。また、事前に定めた評価基準に基づき経営層、管理者層、職員それぞれに自己評価を実施していただき、それについても十分な検討（分析）を行うものとする。

(利用者調査)

第4条 本評価機関は、事前に定めた利用者調査表に基づき、利用者本人や保護者への利用者調査を行うものとする。事業所ごとの調査方法等については、別に定めるものとする。

(訪問調査)

第5条 本評価機関は、1件の評価事業について、評価調査者2名以上（長崎県福祉サービス第三者評価機関認証要綱（以下「認証要綱」という。）第2条に規定する評価調査者）による訪問調査を実施するものとする。また、訪問調査の手順は別に定めるものとする。

(個人情報取り扱い)

第6条 本評価機関は、事前調査、利用者調査にかかる調査表については、各個人の回答結果を評価機関以外の者が見ることができないような回収方法を用いることとする。

(評価結果表（報告書）の作成)

第7条 本評価機関は、評価結果表（報告書）を作成し、事業所に提出するものとする。評価結果については、事業所と調整、確認を行うものとする。長崎県（以下「県」という。）へは、事業所との調整、確認を行ったのち、認証要綱第8条の規定に基づき報告するものとする。

2 評価結果表（報告書）は、県が定める様式を用いるものとする。

(事業所との合意)

第8条 この規程に定めるもののほか、評価手順に係る内容について事業所との合意により、定めることができるものとする。

附 則

この規程は、平成18年2月1日から施行する。